

第3期中野区児童福祉審議会 第1回全体会

【日時】 令和8年4月15日（水）18時30分～18時55分

【会場】 中野区役所7階 701・702会議室

【出席者】

（1）出席委員 11名

川松委員長、新開副委員長、秋山委員、片倉委員、熊上委員、黒田委員、櫻井委員、須江委員、芳賀委員、木村委員、野澤委員（欠席：山本委員、上鹿渡委員）

（2）関係部課長 1名

子ども家庭支援担当部長

（3）事務局 3名

子ども政策担当課長、子ども・教育政策課子ども政策調整係2名

【会議次第】

（1）委員紹介

（2）中野区児童福祉審議会について

（3）委員長、副委員長の互選について

（4）部会の設置について

（5）部会長の選任について

（6）第3期中野区児童福祉審議会 運営上の申し合わせについて（案）

（7）その他

午後6時30分 開会

○事務局（子ども家庭支援担当部長）

まだお一人、オンラインで入られていらっしゃいませんが、時間になりましたので、始めさせていただきますと思います。

ただいまから、令和8年度第1回中野区児童福祉審議会を開催させていただきます。

皆様には、大変ご多忙の中、審議会の委員をお引き受けいただきましたこと、また、本日、開催のご連絡が急であったにもかかわらず、このような時間にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、児童福祉審議会の事務局を所管いたします、中野区子ども家庭支援担当部長の森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は第1回の審議会ということで、委員長が選任されるまでの間は、私と事務局のほうで進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、開催に当たりまして、審議会の議事録を作成するため、録音をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは初めに、本日の欠席者でございますが、お二人です。上鹿渡委員と山本委員におかれましては、ご欠席とご連絡をいただいております。

また、冒頭申し上げたとおり、それ以外の方はご出席されているわけですが、オンラインを併用した会議ということでございまして、木村委員、熊上委員、櫻井委員、新開委員、須江委員、それから、野澤委員がこれから入られると思いますが、あと、芳賀委員につきましてはオンラインにてご出席ということでございます。

本日の進行でございますが、次第にありますように、委員のご紹介、それから児童福祉審議会のご説明、委員長・副委員長の互選、あと、部会の設置、部会長の選任、それから審議会の運営における申し合わせという形で進めていきたいと思っております。

配付資料については、次第の7番目以降に記載をしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

それでは、次第に従いまして、まず中野区児童福祉審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。自己紹介につきましては、次回の審議会、6月を予定しておりますが、そちらで委嘱式などを行う予定でございますので、改めて次回の審議会でご紹介とご挨拶いただきたいと思います。

資料1の委員名簿をご覧いただきたいと思います。記載のとおり、委嘱とさせていただきます。

秋山千枝子委員、片倉昭子委員、上鹿渡和宏委員、川松亮委員、木村あゆみ委員、熊上崇委員、黒田邦夫委員、櫻井奈津子委員、新開よしみ委員、須江泰子委員、野澤祥子委員、芳賀彩委員、山本雄一郎委員ということで、ご欠席の委員を含め、13名ということになりますので、よろしくお願いいたします。

それから、続きまして、区側の関係者でございます。本日は事務局のみ、参考資料のほうに記載しておりますので、そちらもご確認いただきたいと思います。事務局は、子ども政策担当課長の佐藤、子ども政策調整係長の長村と担当者の西川、本日欠席しておりますが、廣川がおります。関係の部課長につきましては、次回開催の全体会において、ご紹介をさせていただきます。

以上の委員の皆様及び区関係者で、今年度の中野区児童福祉審議会を実施させていただきますので、改めて、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、次第2でございます。中野区児童福祉審議会につきまして、全体の説明を少しさせていただきたいと思います。資料2の「中野区児童福祉審議会設置条例」をご覧くださいければと思います。

本審議会につきましては、児童福祉法に基づき、区長の附属機関として設置するものがございます。

組織は、第3条において委員20人以内、任期につきましては、第4条において2年とし、再任を妨げないとしております。

第5条におきましては、審議会に委員の互選による委員長及び副委員長を1人置くとなっております。後ほどご選出をお願いしたいと存じます。

第6条では、会議の招集ということで、委員長が招集し、過半数の出席がなければ開くことができないという規定となっております。今回、第1回につきましては、委員長選任前ということで、区長のほうで招集という形をとらせていただいております。

本審議会は公開としておりますが、審議会が必要であると認めるときは公開しないことができますとなっております。

第8条に部会を規定しております。後ほどまた詳細について、ご説明をさせていただきますが、各部会においての委員の互選により、部会長を1名置くということになっておりますので、後ほど、部会長の選任もさせていただきたいと思っております。また、審議会

は、部会の議決をもって行うことができるとなっております。

以上のような形で、中野区児童福祉審議会の運営を進めさせていただきたいと存じます。

ここまででご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。オンラインの先生方もよろしいでしょうか。

それでは、続きまして次第3、委員長及び副委員長の選出について、お願いしたいと存じます。

どなたか立候補や推薦等があれば、挙手をお願いいたします。もし、立候補等がなければ、事務局からの提案とさせていただきたいと思いますが、事務局からの提案でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○事務局（子ども家庭支援担当部長）

それでは、事務局からのご提案といたしましては、委員長につきましては、第2期児童福祉審議会委員長や、部会長をお引き受けいただいております、川松亮委員に引き続きお願いできればと思っておりますが、川松委員はいかがでしょうか。

○川松委員

承知しました。

○事務局（子ども家庭支援担当部長）

委員の皆様も、川松委員が委員長ということでよろしいでしょうか。

では、賛成の方は拍手をお願いしたいと思います。

(拍 手)

○事務局（子ども家庭支援担当部長）

続きまして、副委員長でございます。副委員長につきましても、事務局のほうで提案をさせていただきます。

副委員長につきましては、第2期児童福祉審議会副委員長や、部会長をお引き受けいただいております、新開よしみ委員にお願いできればと思っております。

皆様、よろしいでしょうか。新開委員もよろしいでしょうか。

○新開委員

はい、お引き受けいたします。よろしくをお願いいたします。

○事務局（子ども家庭支援担当部長）

賛成の方は拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

○事務局（子ども家庭支援担当部長）

では、新開委員を副委員長ということにさせていただきたいと思います。

改めまして、川松委員が委員長、新開委員が副委員長ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、川松委員長にご挨拶いただきまして、議事の進行をお譲りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○川松委員長

皆さん、こんにちは。委員長にご指名いただきまして、ありがとうございます。

審議会も3期目に入るということで、この間、中野区児相が設置されて、着実に中野区での取組を進めてこられたなと思います。引き続き、中野区での子どもの福祉が進んでいきますように、児福審としてサポートさせていただきたいと思いますので、どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは進行させていただきます。

次は、「部会の設置について」になります。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局（子ども政策担当課長）

それでは資料3、「部会の設置について」をご覧くださいと思います。

私、子ども政策担当課長の佐藤と申します。本年度から森とともに、こちらの児童福祉審議会を所掌するという形になってございます。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

では、資料3について、簡単にご説明させていただきます。

先ほどもご案内いたしました、条例の第8条において、審議会は必要に応じて部会を置くことができると規定してございます。必要な部会の設置について、事務局案をお示しさせていただきます。三つの常設の部会を設置するというものでございます。

一つ目が「里親認定部会」でございます。所掌する事項としては、こちらに書いてある(2)のところ、①から④ということになってございます。「里親の認定の適否について、諮問を受けて答申すること」ということから、①から④までというところでございます。

二つ目は「子どもの権利擁護部会」でございます。こちら、所掌事項として(2)に書いてある①から④まで。①で言えば、「児童相談所のとるべき措置等について諮問を受けて答申すること」、こちらから、2ページ目にある④までということでございます。

三つ目が「保育部会」になります。所掌事項としましては、(2)所掌事項のところ、①から⑦ということになってございます。児童虐待等における死亡等重症事例や、保育所における死亡等重大事故が発生した場合には、臨時の部会を設置させていただきたいと考えております。

部会員の案につきましては、また、こちら別の資料、資料4をご覧くださいと思います。里親認定部会につきましては、上鹿渡委員から5名の方。子どもの権利擁護部会につきましては、秋山委員から5名の方。保育部会につきましては、木村委員から3名の方という形で、皆さん、13名を各部会に振らせていただいているという案になってございます。

なお、部会につきましては、各部会とも、個人情報、施設等に係る秘匿性の高いもの、そういった情報を扱うというところになってございますので、会議及び議事録に関しましては、非公開とさせていただきたいと考えております。

部会の設置及び部会員案について、資料3、資料4につきましては以上でございます。

○川松委員長

ありがとうございました。それでは、ただいま事務局からご説明ありましたけれども、引き続き、3部会設置するということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○川松委員長

では、よろしくお願いいたします。

部会員については、既に調整されているとおりですので、資料4の部会員の構成ということで、お願いするということで、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○川松委員長

では、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

今、説明もありましたけれど、部会での決定が審議会の議決ということになるということと、それぞれの部会、個人情報や施設などの秘匿性の高い情報になりますので、会議及び議事録は非公開という扱いだというご説明でしたけれども、その点につきましても、いかがですか。特にご意見はございませんか。

では、皆さん、うなずいていらっしゃるということで、そのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次、部会長の選任ということになります。各部会で、委員の互選による部会長を1名置

くということになっております。部会長を事務局のほうで選任していただいているということですので、事務局のほうからご説明、お願いいたします。

○事務局（子ども政策担当課長）

部会長の選任につきまして、こちらの案として、第2期に引き続き、子どもの権利擁護部会は川松委員長に。里親認定部会につきましては、本日はご欠席なのですが、上鹿渡委員に。また、保育部会につきましては、新開副委員長にお願いしたいと思っておりますが、皆様、こちらについてはいかがでしょうか。

よろしければ、拍手でお願いできればと思います。

（拍手）

○事務局（子ども政策担当課長）

ありがとうございます。オンラインの方もありがとうございます。

それでは、川松委員長、上鹿渡委員、新開副委員長の3名の方が部会長ということで、第3期もご多忙の中とは存じますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○川松委員長

それでは引き続き、よろしくお願いいたします。

次は6番目で、審議会の「運営上の申し合わせについて（案）」ということになります。事務局からご説明、お願いします。

○事務局（子ども政策担当課長）

それでは資料5をご覧くださいと思います。右肩に「資料5」とついているものでございます。こちらの「運営上の申し合わせについて（案）」というところで、確認をさせていただきたい内容です。

こちら、事務局の案として示させていただきますので、皆様方にご確認をいただきたく存じます。

一つ目、傍聴者のルールについてというところでございます。こちらの項目として、（1）から（5）までございます。こちら、傍聴を認めているものにはなっておりますけれども、（5）にありますように、先ほど確認いただいたように、部会につきまして、各部会とも秘匿性の高い情報を扱うというところで、部会自体は非公開という形になります。ですので、全体会のみが傍聴の対象になってくると捉えてございます。

二つ目、こちらが議事録についてというところでございます。こちらについても、冒頭にご案内させていただきましたが、（1）から（5）まで、レコーダーでの録音であったり

ですとか、そういったことが書いてございます。こちらも同様、(5)にございますように、部会に関しては非公開というところで進めさせていただきたいという案でございます。

三つ目、こちらは審議会の開催についてというところでございます。(1)から(3)のとおりとなっております。

(1)、第6条で定める審議会については、Webでのオンライン審議会を含むものと、本日もそうなのですけれども、含むものとさせていただきます。

(2)にありますように、区役所等で集合形式により審議会を開催する際、やむを得ない事情により会場での参加ができない場合、こういった場合には事前に事務局までお申し出ください。Webでのオンライン会議のURL等を発行することによって、委員会に参加できる形を考えてございます。

皆様方も、発言の際には、ぜひマイクをオンにいただければと思います。

それではこちら、委員の過半数の方の出席がなければ、会議を開き、議決することができないと条例でされておまして、各部会についても、同様というところで考えてございます。したがって、審議会や部会のご出席の方法について、対面だけではなくて、Webというものの、オンラインを併用するというところで、会議に関しましては、運営の安定化ですとか、諮問案件を確実にご審議いただけるような体制をとっていきたいと考えてございまして、ご提案になってございます。

審議会の運営上の申し合わせにつきましての案は以上でございます。

○川松委員長

ありがとうございました。では、この運営上の申し合わせについて、何かご質問、ご意見ございますか。特によろしいですか。

では、このような形で進めていくということで確認させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

ということで、20分かからずに、超短時間で終わりましたけれども、次回が実質的に、初めかなというところで、次回、皆さん自己紹介ということになっております。たっぷりお話をいただけたらと思います。

本日はこれで終了ということになります。皆様、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後6時53分 閉会